

令和2年7月 6日

保護者 様
(家庭数)

四街道市立山梨小学校
校長 安部 健

お子様が新型コロナウイルスに感染した場合等の学校への連絡について

平素より、本校教育活動に御協力いただきありがとうございます。

学校の教育の平常化に向け、段階的に進めて参りましたが、6月29日より平常日課となりました。その中で、お子様及び保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策のため、毎朝の検温や健康観察等に御協力いただいているところですが、今後、本校で感染者が確認された場合には、感染の拡大を防ぐため、速やかに学級閉鎖や臨時休校等を行う必要があります。つきましては、次のような場合には、必ず学校にお伝えいただきますようお願いいたします。

- (1) お子様に発熱や風邪の症状がある。
- (2) お子様が新型コロナウイルスに感染した。
- (3) お子様が濃厚接触者となった。(同居のご家族が感染した等)
- (4) お子様と同居するご家族が、濃厚接触者に特定された。

なお、(1)～(3)については、原則として学校保健安全法に基づく「出席停止」となります。

(1)については、症状が改善された後、学校に、保護者が記載した「新型コロナウイルス感染症自宅休養(待機)報告書」を提出することで、登校することができるようになります。

(2)については、医師等により感染の恐れがないと認められるまで、登校を控えていただくこととなりますので、御承知おきください。登校時に保健所からの「就業制限解除通知書」を提出してください。

(3)については、保健所の指示に従い自宅待機し、保健所からの登校許可が出た、保護者が記載した「新型コロナウイルス感染症自宅休養(待機)報告書」を学校に提出することで、登校することができるようになります。

※「新型コロナウイルス感染症自宅休養(待機)報告書について」「新型コロナウイルス感染症自宅休養(待機)報告書」については、本校ホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。なお、インターネット環境が整っていないなど、利用が難しい場合は、お手数ですが学校まで用紙を取りにお越しくください。

(4)については「出席停止」とする場合がありますので、学校にご相談ください。

学校においては、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや差別等が起こらないよう、未然防止を徹底してまいります。引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、6月当初にお知らせしたものと出欠席についての取り扱いが変更になっておりますことを申し添えます。

変更前	「(1)お子様又はお子様と同居するご家族に発熱や風邪の症状がある。」
変更後	「(1)お子様に発熱や風邪の症状がある。」

[担当]	四街道市立山梨小学校
教頭	飯田 和成
電話	043-432-0506
FAX	043-432-7344